

■ 令和2年度 第1回新潟市特別職報酬等審議会 議事録

日時：令和2年11月10日（火）午後1時～

会場：本庁舎6階 議会第5委員会室

（司 会）

令和2年度第1回新潟市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めます、職員課課長補佐の伊藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会については、委員総数8名のうち5名の出席で、過半数を超えておりますので、審議会成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

本日の審議会の進め方ですが、お手元の次第にしたがって進めてまいりたいと考えております。

このたび、委員任期満了による改選後初めての審議会ですので、議事に入ります前に、会長の選任を行います。その後、諮問させていただき、議事に入りたいと考えております。

なお、本日、新潟日報社から撮影等の希望がありましたので、ご了承いただきたいと思います。

はじめに、高橋副市長よりごあいさつ申し上げます。

（高橋副市長）

本日はご多用の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。委員の皆様には、日ごろから市政のさまざまな分野におきまして、ご理解とご協力を頂いておりますこと、改めまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本来、市長が参りますところですが、本日は所用のため代わって私からごあいさつを申し上げます。

この審議会は、設置条例の規定によりまして、一般職の給与に関する人事委員会勧告が行われたときに、市長、副市長の俸給額、議員の報酬額、期末手当についてご審議を頂いております。本日の審議会は、先般行われました人事委員会の期末手当の支給月数の引下げ、一般職の給料表据え置きといった内容の勧告をふまえて、開催するものです。さまざまな観点から、忌憚のないご意見をたまわりたいと考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

（司 会）

続きまして、本日出席の委員の皆様を五十音順にご紹介させていただきます。

上村都委員、菅井秋彦委員、田中成子委員、宮沢啓嗣委員、山田玲子委員。

なお、本日、ご都合により小山章司委員、竹内喜久恵委員、和田光弘委員が欠席となっております。

このたびの任期は、令和4年7月31日までとなります。どうぞよろしく願いいたします。

なお、公募委員につきましては、今回、応募はございませんでした。欠員となっておりますことをご報告申し上げます。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

井崎総務部長、清水職員課長、堀財務企画課資金室長、小山職員課係長、池田職員課主査。以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、会長の選任に移りたいと思います。条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により定めることとなっております。選任の進行については事務局側で務めさせていただきたいと考えております。

会長の選任について、ご意見を頂きたいと思います。

(宮沢委員)

前上村会長、昨年も一昨年も素晴らしい議事運営をしていただきました。私のほうから引き続き、できるならば上村さんをお願いしたいところがございます。

(司 会)

ありがとうございました。ほかにご意見ございますでしょうか。しばらくしてないようですので、上村会長を選出ということでお願いしたいと思います。

それでは、上村会長、会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、上村会長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

(上村会長)

上村都でございます。至らぬ司会で皆様にご迷惑をおかけすることも多々あるかと思いますが、皆様と協力しながら何とか議事運営を進めることができればと思っております。どうぞご協力、よろしく願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、諮問をお願いいたします。

(高橋副市長)

新潟市特別職職員の報酬等の額について諮問。本市の議会の議員及び市長、副市長の報酬等の額について、新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定により、意見を求めま

す。新潟市長中原八一。どうぞよろしくお願ひいたします。

(上村会長)

承りました。

(司 会)

高橋副市長につきましては、この後、他の公務が控えておりますので、まことに恐れ入りますが、ここで退席させていただきます。

(高橋副市長)

失礼いたします。よろしくお願ひします。

(司 会)

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をしたいと思います。事前配付資料といたしまして、会議次第、席順、資料1「新潟市特別職報酬等審議会委員名簿」、資料2「新潟市特別職報酬等審議会条例」、資料3「新潟市特別職報酬等審議会配布資料」、資料4「過去の答申内容」、本市人事委員会からの「令和2年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要(ボーナス分)」は事前に配付させていただきました。

続きまして当日配付資料ですが、事前配付で席順を一回お配りしておりますが、そのときは6名出席ということになっておりまして、1名欠席になりましたので、5名バージョンの席順。「新潟市の財政状況」、「令和2年職員の月例給に関する報告の概要」、参考に「諮問書」の写しとなります。以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。ないようですので、進めさせていただきます。

なお、事前配付時には、月例給の勧告・報告がなされていなかったため、資料3「審議会配布資料」の3ページから6ページにかけて、令和2年の月例給の改訂部分に係る表記が未定となっておりますが、本日配付の「令和2年職員の給与等に関する報告の概要(月例分)」のとおり、月例給部分については改定しない旨の報告がなされたところでございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

ここからは、上村会長より進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(上村会長)

それでは、皆様のご協力によりまして、円滑な会議を行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは事務局より、本市特別職や他都市の特別職の報酬等の状況についてご説明を頂き、あわせて審議の参考となるよう財政状況などにつきまして、市の諸事情について、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

改めまして、総務部の井崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

お手元の資料3「新潟市特別職報酬等審議会配布資料」の1ページをご覧くださいと思います。

はじめに、本市議会の概要等につきまして、ご説明申し上げます。本審議会は、先ほど申し上げましたように、市長の諮問に応じて特別職の報酬等の審議を行うために設置されたもので、一般職の給与改定状況、他都市の特別職の報酬等の額、社会経済情勢などを総合的に勘案しながら、第三者的な立場から報酬等の額、適用年月日のご検討を頂くこととしております。委員構成ですが、さまざまな見識をお持ちの方にお集まりいただき、10名以内で構成することとなっております。

審議会の開催と諮問・意見聴取事項についてでございます。①から③に記載の額を改正するため、関係条例の改正議案を議会に提案する場合、本審議会を開催させていただいています。また、新潟市人事委員会の給与勧告があった場合につきましても諮問を行い、上記の①、②の額につきましては、ご審議たまわります。なお、諮問事項ではありませんが、教育長、その他の行政委員などの報酬の額等についても、必要に応じて意見を伺うことができる仕組みとなっております。

次に、2ページをご覧ください。審議会の基本的な流れについてご説明申し上げます。今年度の勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響で民間賃金の調査が遅れたことから、人事委員会につきましては、10月23日、先行調査していたボーナス部分、我々で申しますと期末勤勉手当の部分でございますが、ボーナスに係る給与に関する勧告を行い、11月9日、月例給にかかわる報告を行いました。このため本日、審議会を開催させていただいているところでございます。当審議会につきましては、特別職の報酬等をどうすべきかご審議を頂き、答申に向けて、ご意見の集約を行っていただきたいと思っております。答申の日程につきましては、現在調整中ですが、会長から市長へ、答申書を提出いただくこととしております。なお、答申結果を踏まえ、報酬等を改定する場合につきましては、市議会へ条例改正案を提出することになります。

資料の3ページをご覧ください。「特別職の給与改定において考慮すべき諸事情と現状・経過」についてです。昭和36年の国の通知におきまして、「特別職の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと」とされております。

考慮する諸事情につきましては、3ページから4ページにかけて、四つに分けて記載がされております。特に3ページ中ほど、2の欄をご覧くださいと思います。2、各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯をご覧ください。一般職の改定状況とともに市長の改定状況を記載していますが、市長、副市長、議員の報酬等につ

きましては、平成28年4月、約0.3パーセントの増額改定を行ったところでございますが、一般職の月例給の改定があった、なしにかかわらず、その都度、合わせて上下をさせているわけではないことをご覧いただけたと思います。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。新潟市人事委員会による報告・勧告を記載しております。この内容につきましては、皆様に事前に情報提供させていただいておりますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

7ページ以降については、職員課長からご説明申し上げます。

(事務局)

職員課長の清水です。引き続き私から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

同じく資料3、7ページをご覧ください。2、特別職の報酬等の状況についてです。本市の特別職の報酬等の現行額となっております。左からそれぞれの区分ごとに報酬月額、期末手当額、月平均手当額は期末手当を12月で除した額、月平均支給額は報酬月額と月平均手当額を足した額、最後に年収見込額を記載しています。なお、表の下に記載してございますが、集中改革を着実に推進する姿勢を示すために、令和2年1月から令和4年3月の間、市長20パーセント、副市長10パーセント俸給を減額する措置を実施しております。さらに、新型コロナウイルス感染症に係る危機に向き合っていく決意を示し、その対策費用に充てるといったことを目的として、令和2年8月から令和2年12月の5か月間、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、水道事業管理者の俸給を10パーセント減額する措置を実施しております。そのため、市長及び副市長は、その5か月間の期間においては、合計でそれぞれ市長が30パーセント、副市長が20パーセントの減額となっております。また、議長、副議長、議員も同様に、令和2年6月から令和3年5月の1年間、10パーセント俸給を減額する措置を実施しております。表の額で減額後の額は、括弧書きとして記載させていただいております。

続きまして、8ページをご覧ください。平成8年からの改定状況を次の9ページにわたり記載しております。上段の表ですが、これまでの特別職の報酬の改定の状況を記載しております。下段の表は、本市の一般職員の給与の改定状況と国の事務次官や審議官などの指定職の給与の改定状況を記載しております。本市特別職の報酬は、一般職員の改定状況や国指定職の改定状況も考慮してきたことから、あわせて記載しております。

9ページの下段の表の一番右の欄をご覧ください。先ほど説明しましたとおり、事前配付のときには、今年度の月例給分の勧告・報告がなされていなかったため、未定と記載しております。本日机上配付いたしました、先ほどご説明させていただきましたが、月例給については、人事委員会に係る報告の中で、今年度の一般職の給与報告では、月例給の民間給与と職員

給与の較差が 0.02 パーセントと極めて小さいということで、月例給の改定は行わないという人事委員会の報告がございました。国の指定職の月例給におきましても、今回、据え置きとの報告があったところです。

9 ページの上段の表をご覧ください。特別職の改定状況ですが、平成 18 年 4 月に引下げを行って以降、据え置きがずっと続いてきておりますが、先ほど話がありましたが、平成 28 年 4 月に、10 年ぶりに引き上げの改定を行っております。

ここで、事前送付させていただいております資料 4 「過去の答申内容」をあわせてご覧ください。こちらをご覧になりながら説明させていただければと思います。資料 4 は、本審議会の直近の答申内容をまとめたものです。

平成 27 年度は報酬・俸給月額を平均 0.3 パーセント引き上げ、期末手当は据え置き、実施時期を平成 28 年 4 月 1 日という答申を行っております。その右側、引き上げの理由としましては、類似都市と比較して報酬水準が低いこと、人事委員会の給与増額勧告や市税収入増により民間景況の回復基調がうかがえること、合併建設事業の終了に伴い建設事業費の負担縮減が見込まれること、政令市移行後報酬の据え置きが続いてきたことというものが主な理由でございました。

その後、平成 28 年度の答申では、報酬等の引き上げを行って間もないこと、一般職の引き上げ幅がわずかであること、社会経済情勢の好転を感じる事が難しいことなどから、平成 28 年度が据え置きとなっております。

昨年度令和元年度の欄をご覧ください。令和元年度におきましては、本市特別職の報酬等の額が他の政令市と比較して低水準だが、経常収支比率や財政力指数を見ると、現段階では報酬を引き上げる状況になく、引き上げは市民から理解が得られないこと、一般職の引き上げ幅がわずかで、対象が若年層であることなどから、昨年度は据え置きという答申となっております。

資料 3 の 10 ページをご覧ください。本市における一般職と特別職の期末勤勉手当の改定状況となっております。一般職は期末手当と勤勉手当、特別職は期末手当のみの支給となります。参考として、下の表になりますが、国の特別職の改定状況を記載しております。

ここで 1 か所、資料の訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。2 段目の表の平成 22 年度の本市の一般職の増減ですが、前の年度との比較を記載するのですが、3.95 と合計額が記載してございますが、前の年からはマイナス 0.20 が正しくなりますので、申し訳ありませんが、こちらは平成 22 年の一般職の増減の欄の 3.95 をマイナス 0.20 に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありません。

本市の特別職におきましては、平成 26 年度まで国の特別職の改定に準じて改定を行って

きました。そこまでは国と同じ動きとなっております。そして、平成 27 年度以降ですが、特別職は報酬等審議会の条例改正を行いまして、こちらの審議会の審議項目に期末手当を加えております。そのため平成 27 年度からは、特別職の期末手当もこの審議会でご審議を頂いているという状況です。そのため、本市の一般職、そして国の特別職は、それぞれ勧告に基づきまして、平成 27 年度以降、令和元年度まで 5 回にわたって手当の支給月数が増加しているという状況となっておりますが、本市の特別職におきましては、先ほど、ご説明しました過去の答申内容等に記載の理由により、これまでその間ずっと据え置きが続いているという状況です。国や一般職は、勧告に基づいて増えてきていますけれども、平成 27 年度以降、本市の特別職は据え置きという答申となっております。その結果となりますが、一番下の令和元年度、国の特別職は年間 3.4 月の支給月数に對しまして、本市の特別職は令和元年度は 3.1 月という状況となっております。

続きまして、11 ページをご覧ください。市長、副市長、議員の報酬月額について、政令指定都市の状況をまとめたものです。表の左から都市名の次に各市の人口、令和元年度決算額、市長から議員までの報酬月額を順に記載しています。それぞれの報酬月額の右の順位は政令市の中で金額が高い順に記載しております。その右の適用年月日はいつからこの報酬額を適用しているかというものを記載したものです。適用年月日をご覧くださいますと、本市を含め、ここ一、二年以内に改定を行っている都市もありますが、10 年以上改定していない都市もいくつか見られるという状況です。

この表の 19、熊本市の行の下ですが、本市を除く 19 政令市の平均額を算出し、記載しています。さらに、その下の対市長比は、市長の報酬を 100 とした場合に対する他の職の報酬の比率を掲載しています。その下には、本市と新潟県についても、同様に記載しています。

この対市長比について、例えば、副市長の欄をご覧くださいますと、副市長では本市が 80.7 パーセント、政令市平均が 78.1 パーセント、新潟県が 78.3 パーセントとそれほど差はないという状況です。隣の議長の間を見ていただきますと、例えば、本市が 66.9 パーセントであり、政令市平均が 76.2 パーセント、新潟県では 77.5 パーセントということで、他都市や新潟県と比べて、市長の報酬に対する差が少し大きくなっている傾向がございます。

対市長比の下の対議長比は、議長の報酬を 100 とした場合の副議長、議員の比率を記載したものです。こちらは、政令市平均や新潟県と比較して大きな差は見られないという状況となっております。

続きまして、12 ページをご覧ください。先ほどの 11 ページの表のうち、人口や財政規模が本市と類似している 7 市を抜き出しまして、まとめたものです。表の見方は、11 ページと同様です。

続きまして、13 ページをご覧ください。市長、副市長の期末手当の状況になります。6 月支給分と 12 月支給分を合計した年間の支給額を記載しています。各都市において、年間の支給月数が異なっていますが、その中で、3.40 月としている都市がいくつか見られます。これは国の特別職や指定職の月数と同じにしているためとなります。ほかに例えば、4 月以上となっている都市もいくつか見られますが、これは一般職の期末手当と勤勉手当を足した月数と同じ支給月数としているためというものです。

その横の加算率ですが、一般職において、その役職に応じて最大 20 パーセントの役職加算や、管理・監督する地位にある職員に最大 25 パーセントの管理職加算をしているところもあることから、これに相当する率を特別職にも用いているものです。

適用年月日は、記載の支給月数がいつから適用されているか記載したものです。

順位につきましては、金額の多い順で記載しています。表の下のほうには、本市を除く 19 市の平均と新潟県の状況を参考として記載しています。

14 ページをご覧ください。こちらは 13 ページの表のうち人口や財政規模が本市と類似している 7 市を抜き出してまとめたものとなります。

15 ページをご覧ください。議員の期末手当となっております。記載内容は、市長、副市長と同様となっております。

16 ページをご覧ください。議員の期末手当について、類似都市 7 市と比較したものです。

17 ページをご覧ください。市長、副市長の年収を比較したものです。給料と期末手当のほか、賃金水準の高い地域で支給される地域手当の年額を加え、年収として記載しています。地域手当は、地域の賃金水準に応じて設定されているため、都市に応じて支給率が異なっています。また、ゼロパーセントとなっている都市のうち熊本市は地域手当の支給地域でないためということでもあり、その他の都市は、例えば地域手当の支給地域であったとしても一般職に支給していますが特別職には支給していないという都市になります。新潟市におきましても、一般職では地域手当 3 パーセントですが、特別職には支給していないというものになります。順位は、年収の高い順に記載しています。表の下のほうには、本市を除く 19 市の平均と新潟県の状況を記載しております。

続きまして、18 ページをご覧ください。市長、副市長の年収について、類似都市 7 市と比較したものとなります。

19 ページをご覧ください。議員の年収について、市長、副市長と同様に記載しています。その下の 20 ページは、議員の年収について、類似都市 7 市と比較したものとなっております。

続きまして、21 ページをご覧ください。議員 1 人当たりの市民数と市民 1 人当たりの議員



報酬負担額を都市別に記載したものです。表の左から、都市名、人口、議員の条例定数、現職数、現職議員1人当たりの市民の数と順位を記載しています。順位は、市民数が多い順で記載してあります。また、表の右側は、全議員の報酬総額と市民1人当たりの報酬負担額、順位を記載しています。こちらの順位は、市民1人当たりの報酬負担額が高い順となっております。

22 ページをご覧ください。新潟県の特別職と本市の特別職を比較したものとなります。

続きまして、23 ページから 26 ページは、本市の財政状況を掲載しています。財政状況につきましては、この後、別の資料にてご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

最後に 27 ページをご覧ください。新潟市の消費者物価指数の状況です。消費者物価指数は、広く年金や賃金改定の参考に使われていますので、参考としてお示ししています。表の数値は、平成 27 年の物価状況の平均値を 100 として表した指標です。一番左、新潟市総合という欄をご覧くださいますと、令和元年平均は 101.8 となり前年に比べて 0.4 ポイント上昇している状況です。また、下の月別の指標を見てもここ最近は上昇傾向にあるという状況が見て取れます。

私からの説明は以上となります。この後、引き続き、財務企画課堀資金室長から、本市の財政状況についてご説明申し上げます。

(事務局)

それでは、財務企画課資金室の堀と申します。よろしく願いいたします。私からは、お配りしたカラーの資料を用いてご説明申し上げます。

1 ページ目をご覧ください。一般会計歳出規模でございます。令和 2 年度の当初予算額は 3,910 億円で右の表のとおり、政令指定都市比較では 15 番目の規模となっております。経年比較は左側の折れ線グラフのとおりとなっております。なお、平成 29 年度からベースが一段高くなっているのは、政令市におきまして義務教職員、いわゆる小中学校の先生方の人件費が県から移譲されたことによりまして、歳出規模全体が大きくなっているというものでございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。歳入構成比の推移でございます。令和元年度決算における市税、使用料などの自主的な収入、いわゆる自主財源の比率については全体で 43 パーセントとなっております。一方、地方交付税、市債などの依存財源は 57 パーセントとなっております。平成 30 年度には、先ほどの義務教職員人件費の権限移譲に伴う財源の振り替えがございまして、市税が増加しておりますが、グラフをご覧くださいますと自主財源比率についてはやや低下の傾向となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。歳出構成比の推移でございます。歳出におきましては、人件費、扶助費、公債費といったいわゆる義務的経費が占める割合についてでございます。平成29年度から先ほど申し上げました義務教職員の人件費の権限移譲によりまして、人件費の割合が、こちらのグラフでも大きく確認できるかと思えます。令和元年度の義務的経費は53.8パーセントになってございます。扶助費、公債費については、少子超高齢化に伴う社会保障関係費の増嵩など、これまでの推移と同様に増加の傾向が見込まれています。

続きまして、4ページをご覧ください。こちらからは、財政指標と言われます主な指標についてご説明申し上げます。まず財政力指数です。財政力指数は、いわゆる自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自らまかなえる割合を示すものとなっております、1を超えた場合は交付税の不交付団体となります。令和元年度決算における本市の財政力指数は0.700でございます。総務省公表によります平成30年度の決算数値での比較となりますが、本市におきましては、他都市と比べて税収が少ないことなどから、順位としましては熊本市と同じく19位となっております。

5ページ、経常収支比率でございます。こちらは、経常的に歳入される市税などの財源が人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかというものを示す割合で、数値が低いほど財政構造の弾力性があると言われるものでございます。経年比較では、公債費の増加などで上昇傾向にありまして、平成29年度は大雪がご記憶に新しいかと思えますけれども、大雪の対応のため市債の償還を少なくしたということもありまして、一時的に良化しているという格好となっております。なお、平成30年度の政令市比較では、上から6番目という順位となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。実質公債費比率です。公債費の負荷の程度、資金繰りの程度を示すもので、国が定める早期健全化基準は25パーセントとされておりまして、これを超えますと財政健全化計画等の策定が必要となるというものでございます。他の政令市では、赤線のグラフのように下降傾向の局面に入っておりますが、本市は合併建設計画等に伴います公債費の増加などから、指標としては上昇傾向となっており、平成29年度以降につきましては、義務教職員人件費の権限移譲によりまして、分母である財政規模が大きくなった影響で減少しているというところでございます。なお、平成30年度の比較におきましては14位となっております。

7ページをご覧ください。将来負担比率です。こちらは、地方公社や出資法人なども含め、将来的に負担の見込まれる負債の割合でございます。負債が将来、財政を圧迫する可能性の大きさを示すもので、早期健全化基準は400パーセントとなっております。先ほどと同様、他の政令市は赤線グラフのように下降傾向にありますが、本市は合併建設事業等に伴う市債

残高の増加などから、比較的高位で推移しておりまして、令和元年度は学校空調整備、エアコン整備などに伴う市債の残高が増加しましたことから、平成 30 年度より 1.6 ポイント上昇したということでございます。なお、平成 30 年度の比較におきましては、15 位となっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。こちらは、自治体の貯金とも言える基金残高の推移を示すグラフでございます。都市整備基金、市債管理基金、財政調整基金の三つを主要 3 基金といたしまして、本市では平成 29 年度末には 33 億円まで減少いたしました。全事務事業点検のほか、公債費の償還方法の見直しなどによりまして、平成 30 年度より収支均衡予算の編成、達成を行いまして、集中改革に取り組む令和元年度末時点におきましては 60 億円となっております。令和 2 年度当初予算におきましては、3 億円の積立を計上しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染症への対策として、取り崩しを計上しており、感染拡大防止や経済の再興など、機動的な対応を行っているところでございます。

9 ページ、一般会計における市債についてでございます。左側の棒グラフは、残高の推移となっております。オレンジ色の棒グラフ部分が臨時財政対策債、青がその他の市債となっております。臨時財政対策債は、本来であれば地方交付税として現金で受け入れるものとなりますが、国全体の交付税財源の不足から市債として借り入れて、その元利償還金を後年度に国から全額交付税として措置される性質のものでございます。残高は、臨時財政対策債の影響により大きく増加している状況でございます。右側の折れ線グラフで青が市債の発行額、赤が市債の償還である公債費となっております。大きな動きとしましては、市債の発行額は平成 26 年度に合併建設計画が終了いたしましたして減少傾向となりましたが、平成 29 年度には、先ほど来、ご説明いたしました、義務教職員の権限移譲などによる臨時財政対策債の増加や国の経済対策に係る大型補正予算、令和元年度におきましては、学校空調整備事業などによりまして、建設事業費が大きくなったことにより増加してございます。総じて、公債費は合併特例債や臨時財政対策債による影響で増加傾向となっております。

次に、10 ページをご覧ください。集中改革の効果をふまえた財政見通しについてです。このような中、収支均衡で基金に頼らない財政運営を堅持し、緊急時、災害時などの財政需要に対応できる強固な財政運営の基盤づくりに向けて、2019 年度からの 3 か年を集中改革期間とする集中改革プランを策定し、定員適正化であったり、公共施設の最適化など、あらゆる行財政改革に取り組んでいるところでございます。掲載の資料は、これら集中改革の効果額をふまえて、令和 2 年度当初予算を起点として本年 2 月に推計したものとなります。下段の表に記載のとおり、基金残高の増加と市債残高の縮減が見込まれる中にありますが、集中改革期間以降も事業や施策の優先度を判断し、真に取り組むべき重要課題にしっかり対応でき

るよう、前倒しや見直しが可能な事業がないかなど、さらなる洗い出しを行っていくことで改革効果の積み増しを図っていく必要があると考えてございます。

最後に、11 ページをご覧ください。本市の財政目標についてです。先ほどの財政見通しと合わせて本年2月に新たに設定させていただいたものでございます。一つ目の目標といたしましては、基金残高について、緊急時・災害時等の財政需要に対応できるよう、できる限り早期に80億円を確保するものでございます。二つ目は、将来負担比率について、市債残高の縮減を図りつつ、毎年度着実に低減するものでございます。しかしながら、現下は新型コロナウイルスの影響による企業収益の減少などから、市税収入の大幅な減少が確実視されており、基金の積立目標は一旦停止し、必要な対策を不断に講じているところでございます。このような厳しい財政状況であるからこそ、集中改革プランに基づき、社会情勢の変化や市民ニーズに即した最適化を図るほか、公共施設のあり方など、中・長期的な課題にも着実に取り組むとともに、地域経済活性化へ投資し歳入確保に努め、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくことが一層重要であると考えてございます。

(上村会長)

今のご説明に何かご質問等ございましたら、ご自由にご発言お願いいたします。

(菅井委員)

勤勉手当というのは、私自身なじみがないものですから、期末手当等は一般にいうボーナスということで、年2回支払われるという形のものですが、勤勉手当というものを説明いただけますでしょうか。

(事務局)

我々一般職のいわゆる民間のボーナス、賞与に当たる部分というのは二本立てになっていて、期末手当というのは在籍している職員に対して支給するもの。もう一方の勤勉手当につきましては、その期間の勤務成績に応じて、一定の幅をつけて支給するものと二本立てになっておりまして、いわゆる民間のボーナスに当たる部分が二つに分かれていて、趣旨がそれぞれ若干違うものが合わさって支給されているということでございまして、今回、ご審議いただく特別職につきましては、勤勉手当というものはないということでございます。

(上村会長)

ほかにはいかがでしょうか。ご質問等ございましたら、どうぞご自由に発言をいただければと思います。

(菅井委員)

すみません、もう一点、先ほど、どこでしたでしょうか。地域手当というご説明があったかと思うのですが、地域手当で一般職の方には、決まった比率で支払われているということ

で、これは全国的に新潟の場合は何パーセントだとか、そういう決め方で、どこかで定まっているものなのでしょうか。

(事務局)

地域手当につきましては、国の行政職俸給表というものが基礎になって、我々の給料表ができています。もちろん国のレベルと地方の水準が違いますので、主には地域の水準の上下幅を地域手当で調整する、調整面として機能している手当でございまして、新潟市は今現在、我々は3パーセントと決まっていますが、地域によっては10パーセント、20パーセント、あるいはゼロの地域手当がない地域もございまして。特別職の皆さんには、基本的に地域手当という手当は支給していないというか、適用になっていないものではありませんけれども、期末手当の支給の際には勘案している自治体があるということで、先ほど、ご説明させていただいたものでございます。

(事務局)

今の話は、17ページで私がお話ししたことだと思うのですが、資料3の17ページです。年収のところです。

(上村会長)

そのほかいかがでしょうか。ご質問等ございませぬでしょうか。それでは、ただいまの説明を受けまして、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。また、随時、疑問点等ございましたら、ご質問いただければと思います。

今年度の審議会は、新しい方が3名いらっしゃるということですので、この審議会の役割について、今一度、簡単にまとめさせていただきますと、この審議会というのは、一般職の公務員の俸給についての改定があった場合に市長や副市長といった特別職の方の俸給等をどうするかということについて審議する場です。したがって、一般職の改定があった場合には、その改定に応じてあわせて引き上げるのか、引き下げるのか、据え置きなのか。この辺りが結論になろうかと思えます。そうした結論へと導く理由といたしますか、あるいは考え方でございますけれども、先ほど、資料3のところでもくわしいご説明があったかと思えます。資料3の1ページの(1)の設置の目的の2行目、矢印以下ですが、一般職の給与改定。これもどの程度の給与改定なのか。全員に対してなのか、それともごく一部に対してだけなのか、そういったもろもろのことを考慮に入れます。それから、他都市の特別職の報酬等。類似の政令指定都市ですとか、あるいはすべての政令指定都市の特別職の俸給の状況について、先ほど、ご説明があったかと思えます。そうした額について考えると同時に、その他というのが非常に広いものでございまして、社会経済情勢などを書いてございますけれども、ここでは先ほどご説明ありましたような市の財政状況です。経常収支比率ですとか、あるいは財

政力指数ですとか、そういったものをもろもろ勘案しながら市の財政状況を考えたり、あるいは市民感覚として経済が上向きにいつているのか、それとも横ばいなのか、下向きなのか、そういった市民感覚ですとか、あるいは特別職の給与改定のこれまでの経緯ですとか、そういったもろもろのものを勘案して総合的に考察するということになっております。いろいろなことを考慮の対象にいたしますので、少し複雑な感じもいたしますけれども、皆様のご自由な意思に従ってご発言を頂ければと思います。今年度の新潟市の人事委員会の勧告によりますと、先ほどご説明がありましたが、右上に新潟市人事委員会と四角で囲ったものですが、10月23日付のものが特別給、ボーナスについての勧告でございまして、これが0.05月分引き下げということでございました。本日、机上配付になっておりましたけれども、11月9日付の人事委員会の決定によりますと、月例給については改定なしということですから、毎月のお給料については改定はなし。それから、ボーナスについてだけ0.05か月引き下げるという状況だそうです。これらをふまえて、先ほどの財政状況ですとか、特別職の他都市との比較ですとか、そういったもろもろのものを勘案して、次年度、今回の一般職の改定に対する特別職の俸給等について、どのような結論にするのがよいのかということについて、これから皆様にご議論いただきたいというものでございます。

それでは、ご自由にご発言をお願いできればと思いますけれども、どなたかご意見おありの方いらっしゃいますでしょうか。

(菅井委員)

私も初めてでよく分からないところがあるのですが、頂いた資料の中で、各政令指定都市との比較や類似の政令指定都市との比較の中で、新潟市の場合は、高いほうではなく、どちらかという低いほうの位置にあると全体的には見受けられますけれども、特に類似の中でも相当低いほうにあるということは、大体的原因といいますか、今までの経緯からすると、大体、どういうわけでそうなっているのかということを感じていただくとありがたいと思います。

(事務局)

はっきりとした理由は、私どもも過去からの積み重ねで改定をしていますので、はっきりは申し上げにくいのですが、今、ご指摘のなかった昭和の最初の政令市になった横浜五大都市と言われているところについては、往々にして高い傾向があることは言えるのですが、平成に入ってから特例で政令市になりました私どもですとか、静岡、浜松、堺、岡山、熊本、相模原のあたりは、これまでの積み重ねでたまたまこういう結果になっているということですので、なぜこうなっているかは分からないのですが、ただ、順位が低いということについては、さほどこれまで挙げてきていなかったということも影響し

ているのだと思うのです。挙げなかった理由については、先ほど、資料4でご説明申し上げたように、やはり委員長もおっしゃっていましたが、単なる比較ではなく、あるいは単なる一般職が上がったからすぐ上げるとか下げるということではなく、市民感情も含め、財政状況もふまえ、改定をしてきた経過、結果であるということのような気がしております。はっきりした明確な理由がなくてご説明できずに申し訳ございませんが。

(菅井委員)

現在のところで、私は初めてでよく分からないのですけれども、感覚的な話をさせていただくと、各政令都市等の比較では高いほうではないので、そういった意味では、もう少し引き上げてもいいのではないかといい気持ちも生じると。しかし、この勧告、民間との給与の水準との今回の比較でいくと、勧告にある程度沿った形ということもやむなしではないかと。しかし、今、お話があった地域間の格差ということは、なぜということが、一年、一年の積み重ねで来ているのだけれども、そこは何か新潟、ほかの政令都市とは違うどういったものなのかということがなかなか見えづらいのですけれども、そういったところに今後、将来的に考えていく一つ何かあるのかと。今までが分からないのですけれども。今年の場合は、そうは言っても、この新潟の地域の実情に即した形を考えざるを得ないので、そこは勧告に従ってという形が妥当なところなのかなと。現在、特にそういう気がしておりますけれども。

(上村会長)

ありがとうございます。一般職と同様に引き下げのほうかというご意見ということでしょうか。

(菅井委員)

ボーナスを入れても同様でしょうかね。

(上村会長)

はい。

ほかにはいかがでしょうか。ありがとうございます。

(宮沢委員)

菅井さんのご意見は全く同感で、我々が選挙で選んだ市長が同じ政令指定都市と比較してこれだけ差が出ている。あるいは副市長、議員もそうです。議員は定数の問題だとか、いろいろあるのでしょうかけれども、そういう部分、我々のプライドとしても引っかかるものがあるのですが、ご説明あったように、それは政令指定都市になる時期が違ったり、いろいろな経緯があったので、これはやむなしだと思いますし、私も何回かこの会に出させていただいて、どこかで一回、体系を見直しする必要があるのではないかといいご意見をさせていただきました。ただ、今回のこういう勧告を頂いた中でやれることというのは、そう大きなこ

とはできませんので、やはり現状をふまえた中で、どう改定をしていくかと考えざるを得ないと思います。実際のところ、資料を見ていただくと、資料3のところの7ページですか。特別職の報酬はもう令和2年の1月から令和4年の3月まで、市長、副市長と議員の減額を決定されていて、それも半端な額ではないですよ。多いところで20パーセント、30パーセントですので、基本的には今回の期末の手当については、これがなかった前提で計算されるのですよね、支給されるのですよね。ということで、年間の所得からすると、相当な金額をそのようになさっておられるという意味では、私はどうもそこまでなさっておられるのであれば、今、0.05ということが、この令和4年のときに、今度、減額の期間が解除されたとき、戻るときに0.05を引いたところへ戻るのかということもあって、ずっと気持ち的には落とさないであげたいところがあるとは考えます。しかし、多分、この辺のご理解は、例えば、今の市民の方々とかの状況を考えたときに、そこまで皆さんに伝わるかどうかということになると、なかなかそうはいかないのかもしれない。

今回、職員の方々も、0.05と諮問にある中で、これからご協議されるのですよね。

(事務局)

職員のほうは、正式には議会の議決が必要です。ただ、私どもとしては、人事委員会勧告どおり期末手当は下げることです。

(宮沢委員)

そうなると職員の方々のある意味で引っ張っていくという意味からすると、そういう部分からすると0.05も引き下げが必要なのかという気がしないでもないです。市民の方々は、多分、業種によって今、けっこうばらけていまして、景気が悪くなっている悪化度合いが底を打って回復するところもあるし、最初からずっといいところもありますし、まだら模様になっていますよね。ただ、零細の方々の状況を見ると、本当に厳しいものがあって、今、政府、県、市町村の補助金、金融機関の融資等で今は保っていますけれども、これから多分年末、あるいは期末に向けて相当厳しいことになると思いますので、市民の感情的な部分を考えて、菅井さんがおっしゃったような勧告どおりが妥当な落としどころなのかなという気がします。相当、特別職の方々、ご自身も血を流しておられると思いますけれども、その辺の事情はよく理解できるのですが、少し難しいところですよ。

(田中委員)

今、お二人の委員の方がおっしゃったご意見で、私も今回、あえてご自身のこういった報酬で、職員の皆さん、市民の皆さんに対して、一緒に困難を乗り越えていこうという姿勢をお示しにという観点で考えたときに、ここが妥当ではないのかなと思っています。過去の歴史や他地域との精査をふまえて、非常に慎重に、今のご意見どおり、確かに選ばれた市長の



方針はこれでいいのかといった思いもたしかにあるかもしれないのですが、この現時点でのコロナ禍を乗り切っていくという中であって、やはり二人がおっしゃったようなご意見をふまえて、この決定が妥当なのではないかと。先ほどから伺いながら、まず民間が考えたら、つまりこういう場合、基本、原資に限られますので、その観点から考えても、やはりなかなか0.05の引き下げ、逆にこれを上げるということが可能かという、なかなか合意が得られないだろうという観点で、これはぎりぎりのところの妥当な論点ではないかと拝見しておりました。市の職員の皆さんも献身的にコロナ禍の対策を打ってらっしゃいますし、ここはある意味、市民の賛同が得られやすい落としどころではないのかと拝見しています。

(上村会長)

ありがとうございます。山田委員、いかがでしょうか。

(山田委員)

やはりいろいろな方のお話を聞きますと、今回のボーナスは、減るのではないかという話は、よく耳にしておりますので、民間で若い人などは、そんなにたくさん頂けないのに、またそこから引かれるとなると、やはり少しでも感情的に引き下げても、自分の分はもう下がってきているから、そこだけ上げてはという気持ちも多少あるのではと思いますので、2年後でも少し引き下げていただいたほうが、気持ち的に私たちとしては、ああそうだなと納得ができるような気がいたします。

(宮沢委員)

また、勧告が0.05の引き下げをしているのに、それに反して上げようかという議論も。

(田中委員)

難しいですね。

(宮沢委員)

だから維持をするということも多分上げるということとイコールなのかもしれません。

(山田委員)

下がりましたということと、現状維持ということでは、やはり多少違うのではないかと思います。

(宮沢委員)

これは市長の報酬も、要するに勝手に減額といっても議会承認をもらわないといけないのですよね。

(事務局)

市長は域内に寄付が禁止されていますので、自らの給料をご自身で10パーセントカットということはできませんので、条例で議会の議決を経て報酬額を変えているという状態にな

っています。

(宮沢委員)

20 パーセントは大きいですね。経営者であれば、まず自ら。身を削ってどうですかと。

(田中委員)

市民の総意をまとめていくというのでしょうか、牽引していく考え方。

(上村会長)

ありがとうございます。

(事務局)

私のほうから一つよろしいですか。

事務局として若干付言させていただきますと、今、ご指摘のありました勧告のお話しですが、給与、我々の月例の給与については、4月1日現在の調査を人事委員会が勧告して、このたびは据え置きということになっています。我々のボーナスについては、昨年冬、それから今年の夏について調査をしているということですので、本当にこの影響が出てくるのは、多分、次の勧告になってくるということだと思います。したがって、今回は、0.05という比較的小幅なマイナス勧告が出ているということだと思います。

それから、以前の委員の皆さんによく言われたことは、市長、副市長については、我々労働者と違う性格も強いでしょうということもあって、我々の上げ幅、下げ幅がよほど大きくなければ連動しないほうがむしろいいのではないかとということもあって、先ほど、少し触れさせていただきましたが、10ページの資料の中ほどに、一般職、特別職の期末手当、勤勉手当の表がありますけれども、平成27年度報酬審の皆様でご決定いただくということにしてからは、一般職の欄をご覧くださいと、改定が上がっていたりしていますけれども、特別職の皆さんについては、一般職が上がっても上げていないということですので、この0.05の幅を大きいと見るか、小さいと見るか、あるいは社会情勢に合わせて、今回は小さいけれども、引き下げは相当なのかどうかというところが、私たちとしてはポイントなのかなというところ。それから、先ほど、宮沢委員もおっしゃっていただきましたが、給料削減をすでにしているところもありますので、こういったところを総合的に勘案いただいた結果として、引き下げ相当なのか、あるいはそれ以外の答えがあるのかということなのだろうと思っています。初めての方もいらっしゃる中で、相当なボリューム感のある資料をお出ししましたので、なかなかポイントが絞れなくて大変恐縮ですが、私ども事務方がとらえている問題点、ポイントは、こんなところにあるのではないかとということで付言させていただきました。

(宮沢委員)

この資料を頂くまでは維持できるのではないかと考えていたのですが、これを頂い

て、報酬も減額されているということになると、どうなのだろうと。むしろ上げてあげたいという気持ちもないでもないですけども、やはり総合的に考えていくと、勧告のとおりにされるのが、一番妥当な落としどころなのかなという気がします。

ご本人たちは、多分、維持されるなどとは思っていないと思います。だからといってどうだかという、やはり体系で見ていかないといけませんよね。社長だから給料が減ってもいいのではないかというような議論もあるのですけれども、やはり体系として見て、ほかと比べてどうだろうと。これは我々も冷静に分析しておく必要がありますよね。

(菅井委員)

やはり給料は高いほうがいいのはそうですけれども、比較してどうなのかという観点も非常に大切なので、全体としての給与の俸給の制度が、きちんとバランスが大切なところがあります。気持ちの中では、そういった臨時的な減額の中でございますので、少しは上げてというところはあるんですが、宮沢委員がおっしゃったように、全体的に考えると、勧告どおりが妥当かなというところを感じます。

(上村会長)

ありがとうございます。皆様方のご意見は引き下げるという方向性でほぼ一致しているかと思えますけれども、その方向性でよろしいでしょうか。そうなりますと、どれほどまで引き下げるのか。月例給も含むのか、それとも特別給のみなのかという議論に、次に進むということになります。これまでのご意見の中で、人事委員会の勧告に沿った形での引き下げがよいのではないかというご意見があったかと思えます。そうなりますと、月例給はそのまま、特別給だけを人事委員会の勧告と同じように 0.05 月分引き下げという形になるかと思えますけれども、これでよろしいでしょうか。ご意見がありましたらお願いいたします。

(菅井委員)

私はいいと思います。

(上村会長)

ありがとうございます。そうなりますと、今、各委員の方々からいただきました意見を簡単にまとめさせていただきますと、やはり一番ネックになってまいりますのが、コロナ禍であるという特殊な状況下をどのように見るかというところにあったように思われます。このコロナ禍にあって、業種によっては非常に厳しい状況に置かれている企業があると。そうした中で、一般職の職員の給与が引き下げと。特別給が引き下げという勧告があったにもかかわらず、特別職の給与をそのままということは、やはり市民感情としては納得いかないのではないかと、受け入れがたいのではないかと、というところが非常に強い理由としてあったように思えます。私も同じように考えておりました、とりわけ気になりましたのは、特別職にあり

ます市長、副市長等が 30 パーセントの給与の減額を申し出て、それが議会で通っているというところがございます。集中改革プランのため、またコロナ対策のために、かなり相当大きな額だと思います。その額を減額しているというところは、非常に気にもなりますし、また他都市との比較においても、我が市におきましては、かなり低い額が長年続いているという状況をかんがみますと、悩むところではございますけれども、やはりこのコロナ禍にあって、多くの市民が苦勞をしているという状況下においては、ここでは引き上げはもちろん据え置きも難しいように感じます。そのようにまとめさせていただくということにいたしまして、引き下げの方向性も人事委員会と同様に、特別給のみ 0.05 の引き下げという答申にするという形でよろしいでしょうか。

(宮沢委員)

けっこうでございます。

(上村会長)

これまで、減額するとなった場合、もう一回、改めて会議を開いていたようなことが多かったと思うのですけれども、今、もうここで一致してしまったのですけれども、それでまとめさせていただくという形でもよろしいでしょうか。

(事務局)

今回の議題の関係、市長、副市長という話題がけっこう中心だったのですけれども、それとあわせて、例えば、議員や教育長の取り扱いですけれども。

(上村会長)

そうでしたね。

(事務局)

議員や議長など市長、副市長に比して特別に例えば違う扱いをする理由がないということであれば、そのとおりということでしょうし、それに準じた形で改定をすべしということであれば。

(宮沢委員)

逆に違った対応というのは考えつかないですね。

(事務局)

今回のケースと違いますけれども、かつて教育長だけ職務に対して給料が安いということで、教育長だけ上げたことはあるのです。ただ、こういうご時世で勧告に基づいてとか、勧告に沿った形でというときに、特別に教育長だけとかということはなくともいいかなとは思っています。

(菅井委員)

この 11 ページの表の中で、先ほどご説明があった議長の月額給でしょうか。政令指定都市平均では対市長比が新潟市の場合は 66.9 パーセントだけれども、政令指定都市の平均でいくと 76.2 パーセントなので、新潟の場合は、ほかの副市長など、例えば、政令指定都市の中では議長の比率が小さいとか、そういう比較もありなのかな。

(上村会長)

もちろんです。

(菅井委員)

しかしながら、この場でそれを細かくする気もないのですけれども、そういったこともあるのかなという今のお話の中で思ったところがあるのですが。

(宮沢委員)

やりやすい議論からすると、引き上げをしましょうというときに、ここは今まで格差が大きいですよ。したがって、このところは、引き上げの部分で、そういう過去のひずみの部分を少し足してあげましょうよという議論はあると思うのです。ここのところだけ余計に話しましょうよという議論はなかなかやりづらいですよ。

(菅井委員)

今の話は結構でございます。

(宮沢委員)

勧告のとおりという形にすると、皆さん、一律でのほうがいいのかも说不定ですね。

(上村会長)

そうですね、ありがとうございます。

それでは、市長、副市長、議長、副議長、議員を含めて、人事委員勧告と同じように、特別給のみで 0.05 月分引き下げることが妥当であるという答申にまとめるということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと一点、いつから適用するかという問題がございますけれども、これも一般職の人事委員会の勧告に合わせてという案を提案させていただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(宮沢委員)

結構です。

(上村会長)

ありがとうございます。では、来年の 4 月になるのでしょうか。一般職の方と同様にという形にしたいと思います。

あと一点だけご審議いただきたいのですが。

(事務局)

一点だけ、今のことで確認ですけれども、一般職の期末手当が12月の期末手当から0.05下がるというものですので、一番最初、来年度という話が聞こえてきたのですが、今回の特別職についても、一般職と同様にこの12月の期末からということによろしいですか。

あとは、先ほど、私は、市長、副市長、議員の話もさせていただいたのですが、特別職と教育長、常勤の監査委員、水道事業管理者、市民病院の病院事業管理者ということでいらっしゃるのですが、その皆さんも含めてということによろしいわけですか。

(事務局)

微妙な月数になっておりますので、そこまで合わせて調整するかというところをご確認いただきたいと思います。

(上村会長)

今、聴取依頼がございまして、といいますのは、この審議会で審議の対象としていたのが、特別職の報酬についてなのですが、そのほかに条例で言いますと第2条の3項になりますが、教育長ですとか、企業管理者ですとか、常勤監査委員等というものについても、この審議会の意見を聞くことができるという定めになっているのです。特別職の改定があった場合には、教育長等についてもどうしますかという意見がこちらに求められるという建て付けになっておりまして、もう一点、この点について、皆様にお諮りしたいと思います。

その前に一つお伺いしたいのですが、これまで特別職の改定だった場合に教育長等の改定については、どのような状況にあったのでしょうか。

(事務局)

同じ動きをしております。

(上村会長)

同じですか。という状況だそうです。

(事務局)

基本的に市長、副市長、議長、議員が決まれば、同じような改定を同じ時期に行わせていただいていたということがあります。

(上村会長)

なるほど、これまでの慣例だと。

(事務局)

ただ、先ほど申しあげましたように、教育長だけ給料を上げたという年もありますので、必ずしも同じでなければいけないということでは制度上ないのですけれども、通例としては同じような給与の動きをさせていただいているということです。

(菅井委員)

そこに職位にある方の特別なほかの職位の方と違う事由でもあれば、またあれなのでしょうけれども、私ども、普通に考えれば、それはないということで、今、お決めいただいたものと準じてやるのが妥当かなという気はいたしますけれども。

(上村会長)

ありがとうございます。それでは、理由がやはりコロナ禍という特殊な状況下にありますので、この中での据え置きなどあり得ないというような結論を特別職について取ったということもございますので、教育長等についても、これを別に扱う特別理由は見当たりませんので、これも教育長等についても、同じように一般職の人事委員会勧告と同じようにするという答申でまとめさせていただくということでもよろしいでしょうか。

— 異議の声なし —

ありがとうございます。後半、ごたつきまして申し訳ございませんでした。そうなりますと、答申の内容につきましては、皆様から頂いたご意見の重要な部分を集約して作成したいと思います。皆様がよろしければ、答申書の作成は私にご一任いただければと思いますがいかがでしょうか。

(宮沢委員)

お願いいたします。

(上村会長)

それでは、ご異議がないようですので、私のほうで答申書を作成し、事務局と日程調整したうえで、市長に答申したいと思います。

それでは、これ以降の進行を事務局にお返ししてもよろしいでしょうか。では、よろしくをお願いします。

(司 会)

皆様、ありがとうございました。今し方、意見集約していただきましたので、今年度の審議会は、先ほど、会長のおっしゃったとおり、本日で終了ということで考えております。答申につきましては、日程調整をし、会長より市長に答申書をお渡ししていただきます。

以上をもちまして、本日の審議会は終了いたします。本日は大変ありがとうございました。